

## 制限付一般競争入札公告

守山市新庁舎番号発券機・ディスプレイ等構築業務について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和5年3月10日

守山市長 森 中 高 史



### 1 委託業務の概要

- (1) 入札番号 0324-2
- (2) 業務名 守山市新庁舎番号発券機・ディスプレイ等構築業務
- (3) 履行場所 守山市役所
- (4) 履行期間

#### ア 構築期間

契約締結日から令和5年7月31日まで

#### イ 賃貸借期間

令和5年8月1日から令和10年7月31日まで（長期継続契約）

### (5) 業務概要

本業務内容は、新庁舎における番号案内システム等の構築およびディスプレイ等の設置である。

#### ア 番号案内システム等の構築

- (ア) 番号案内システムの構築
- (イ) 登退庁システムの構築
- (ウ) デジタルサイネージ配信システムの構築

#### イ ディスプレイ等の設置

番号発券機・ディスプレイ等の調達および配線・設置

### 2 契約について

構築する機器の一部（ディスプレイ等）については、構築後5年間のリースとするため、本業務の契約については、構築に係る委託契約およびリース契約（5年間の長期継続契約）を締結する。

リース契約については第三者賃貸方式とし、徴収した見積書記載金額をもって、本市、本入札の落札者および落札者が選定する賃貸人（リース会社等）との三者間で契約を締結する。ただし、賃貸人の選定にあたっては、本市の提示する選定基準を満たす者から選定すること。

なお、リース対象物件については、別添「リース対象物件一覧」を参照すること。

### 3 入札方法および開札日時等

- (1) 持参または郵便による入札とする。（入札封筒記載例を参照のこと）
- (2) 封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、入札番号等の必要事項を記載のうえ、郵送の場合には、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかで入札書等到達期日必着とする。（期日後着または必要事項が記載されていない場合は返却します。）

持参の場合には、開札日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。

- (3) 送付先 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号  
守山市役所 総合政策部 ICT政策課

- (4) 入札書到達期日 令和5年3月23日（木）

入札書到達期日間際に手続きをされる場合は、必ず窓口で到達期日を確認して下さい。

入札書に記載する日付は、作成日とすること。

- (5) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、提出すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。

ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）には以下の書類を添付すること

- (ア) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークおよびISMSの認定を受けていることを証する書類（写し）
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気通信工事業および電気工事業の許可を受けていることを証する書類（写し）

イ 業務実績等調書（様式第2号）

業務実績等調書には、以下のいずれかの書類を添付すること

- (ア) 測量調査設計業務実績情報サービス登録データ（TECRIS）の写し
- (イ) 委託業務契約書および仕様書の写し
- (ウ) 履行証明書の写し

ウ 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書

- (6) 郵送開始日 令和5年3月17日（金）
- (7) 開札日時 令和5年3月24日（金） 午前10時15分
- (8) 開札場所 守山市役所 3階 32会議室
- (9) その他 入札された方等は当該入札の開札に傍聴、立会いできます。

- 4 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。
- 5 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5を徴収する。
- 6 前金払 前金払は行わない。

- 7 部分払 部分払は行わない。
- 8 予定価格 入札金額、委託契約分、リース契約分について設定する。（非公表）
- 9 最低制限価格 最低制限価格は設けない。
- 10 無効入札

- (1) 入札参加資格のない者（代理人等）のした入札
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (6) 入札書到達期日より後に到達した入札書
- (7) 代表者が同一の複数の入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札参加資格に関する事項

令和4年度守山市役務委託等業務業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。

ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 滋賀県、京都府、大阪府内に本店または委任のある営業所等を有する者
- (3) 名簿の取扱業種が「108 電算処理」を希望とする者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止およびその他措置を受けていない者
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークおよびISMSの認定を受けていること。
- (7) 建設業法に基づく電気通信工事業および電気工事業の許可を有していること。
- (8) 業務実績

平成29年4月1日以降に近畿2府4県内の自治体が発注した、タッチパネル情報端末およびデジタルサイネージの設置・構築業務を元請業者として受注し、公告日の前日までに完了し、かつ引き渡し済の実績を有する者であること。

- (9) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。



イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

## 12 賃貸人の選定基準について

賃貸人については、「令和4年度守山市役務委託業務等業者登録名簿に登録され、「120 リース・レンタル(事務)」の「②OA・パソコン関係機器」または「124 リース・レンタル(通信)」の「②電子機器」を第1希望とする者。」から選定すること。(別添「リース対象業者一覧」参照)

## 12 落札者の決定

(1) 提出書類等は、開札後の事後審査とする。

(2) 落札予定者(最低入札価格の者)が提出書類等により、入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格を有する者であるならば、落札決定し契約を締結する。

(3) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に入札価格が低い者から同様に審査していく。

(4) 落札者のないときは、別途日時を定め再度入札を行うことがある。

(5) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、後日、日時を定めくじにより落札者を決定する。

## 13 その他必要事項

(1) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(2) 仕様書等を熟知しておくこと。

(3) 仕様書等の閲覧場所

守山市ホームページおよび守山市役所契約検査課カウンター

(4) 仕様書等の質疑は3月16日(木)正午迄に質疑書(任意様式)を電子メールでICT政策課に提出することとし、提出時には必ず架電にて送信確認を行うこと。回答は質疑のあった場合のみ3月17日(金)正午から守山市ホームページにて公開する。

なお、リースに係る頻出質疑については、別添「リースに係るFAQ」に回答を記載しているため、確認すること。

(5) 同等品扱いについては、製品指定以外の物品については可能とする。なお、同等品扱い承諾申請書（製品カタログ等参考となる資料を添付のこと。）は、3月16日（木）正午までに電子メールでICT政策課に提出することとし、提出時には必ず架電にて送信確認を行うこと。回答については、3月17日（金）正午にICT政策課より申請者に電子メールで回答する。

(6) この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(7) 落札者の決定から契約締結までの間において、当該落札決定者が守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）第3条および第4条に基づく入札参加資格停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

(8) 落札後、入札金額内訳書（単価等）を提出すること。

14 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者または免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書には入札金額の他、内訳として下記の金額を記載すること。なお、落札者の決定については入札金額により決定する。

(1) 委託契約分（構築完了後、一括払い）

サーバー・システム構築に係る費用を記載。

(2) リース契約分（利用開始後、毎月払い）

ディスプレイ等のリース対象物件の月額リース料を記載するとともに、契約期間（60月）に基づく総額リース料を記載。

15 発注担当課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総合政策部 ICT政策課

TEL 077-582-1124 FAX 077-582-9444

電子メールアドレス：johosystem@city.moriyama.lg.jp

15 入札に関する問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部 契約検査課

TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539